

第9章 主要投資インセンティブ

1. 投資インセンティブの法的枠組み

投資のための優遇措置は、2021年1月1日より施行されている投資法 61/2020/QH14 の第 16 条で定められている。投資法 61/2020/QH14 の施行に伴い、旧投資法 67/2014/QH13（その後の改正を含む）は失効された。

投資法上の投資優遇措置の内容としては、投資法 61/2020/QH14 の第 15 条に記載されており、以下の種類がある。

- (i) 法人所得税法の軽減税率（後述 2.）
- (ii) 固定資産となる商品、原材料及び投資プロジェクトの実行に必要な物資の輸入に対する関税の免除（後述 3.）
- (iii) 土地賃料、土地使用料及び土地使用税の減免
- (iv) 課税所得の計算における、加速償却法の採用、及び損金として算入できる費用の増加

これらの投資優遇措置は、投資登録証明書の発給を受けるプロジェクトの場合、投資登録証明書上に投資優遇措置の内容、適用される根拠及び条件が記載される。

投資プロジェクトが上記の優遇措置を受けるためには、当該プロジェクトが、新規または規模拡大を伴うプロジェクトであり、以下のいずれかの条件を満たすものでなければならない。なお、投資優遇産業及び投資優遇地域に関する詳細は、2021年3月26日付で発行された政令 31/2021/ND-CP の附属書 I に記載されている。

- (a) 以下に列挙したものを含む「投資優遇産業及び取引」に該当する投資プロジェクト
 - ハイテク産業、ハイテク及び研究・開発に資する製品
 - 新素材、新エネルギー、クリーンエネルギーまたは再生可能エネルギー、30%またはそれ以上の付加価値のある製品かつ省エネルギー製品
 - 電気製品、重要素材製品、農業機械、自動車及び自動車部品の製造、並びに造船
 - 優先的に発展させる裾野産業製品リスト（裾野産業の発展に関する政令 111/2015/ND-CP）に属する製品の製造
 - 情報技術、ソフトウェア及びデジタルコンテンツを含む製品の製造
 - 農業、水産業及び水産養殖業における育種、養殖及び加工、緑地化及び森林の保全、製塩、漁業及びその流通、動植物の種並びにバイオテクノロジーの生産
 - インフラストラクチャー構造物の開発及び運営、管理に関する投資、及び各都市における公共旅客運送手段の開発
 - 幼児教育、普通教育、職業教育、大学教育

- 診察、治療、医薬品、医薬品の原料、保管薬の生産、各種新薬を生産するための製剤技術、バイオテクノロジーに関する科学研究、及び医療設備の生産
 - 障害者または専門家のための訓練、体操、体育競技施設の投資、及び文化遺産の保護及び活用
 - 枯葉剤の患者治療センター、老人ホーム、メンタルケアセンター、及び高齢者、障害者、孤児、身寄りのない放浪児の養護センター
 - 人民信用基金、マイクロファイナンス機関
 - バリューチェーンまたは産業クラスターを創出し、あるいはそれらに参加するための、物品の生産または役務の供給
- (b) 以下の「投資優遇地域」で行われる投資プロジェクト
- 厳しい社会経済状況に置かれている地域及び特に厳しい社会経済状況に置かれている地域
 - 工業団地、輸出加工区、ハイテク地域及び経済地域
- (c) 6兆ベトナムドン以上の規模であって、投資登録証明書の発行日または投資政策の決定日から3年間、最低でも6兆ベトナムドンが投資されており、かつ収益を得るようになった年から遅くとも3年後に少なくとも毎年10兆ドンの総収益があること、または3,000人を超える労働者を使用しているプロジェクト
- (d) 農村地域で行われて、500人以上の従業員を雇用しているプロジェクト、及び障がい者に関する法令の規定に従った障がい者雇用をする投資プロジェクト
- (e) ハイテク企業または科学もしくは技術企業が実施するプロジェクト
- (f) 創造的スタートアップ投資プロジェクト、創造的刷新センター、研究開発センターに関するプロジェクト
- (g) 中小企業の物品流通チェーンへの経営投資、中小企業支援技術施設または中小企業育成施設への経営投資、及び、創造的スタートアップ中小企業のための共通作業エリアへの経営投資に関するプロジェクト。ただし、上記の(b)、(c)及び(d)に該当する投資優遇措置は、鉱物の掘削及び自動車製造以外で特別消費税の対象となる商品の製造または役務の提供には適用されない

なお、投資インセンティブの問題としてよくあるのが、政府は新規・拡張プロジェクト開始当初はインセンティブを付与するものの、7~8年後に書類の不備など何らかの理由をつけてインセンティブを否定し、後から遡って課税するケースである。こうしたケースは特に地方において見られる。この問題に関しては、日越共同イニシアティブを通して、投資法の問題点を提示するとともに、事前確認（バインディング）を出してくれるように制度的改善の要求を出している。

2. 法人所得税に関する投資優遇措置

通常の企業活動に課される税率は原則 20%である。石油、ガス、天然資源の開発分野の企業に対する税率は事業内容に応じて 32%から 50%である。

上記の税率に対して、優遇税率の適用及び法人所得税の減免などの優遇措置がある。優遇措置の概要は、図表 9-1 に記載の通りである。

図表 9-1 投資優遇措置の概要

| 投資プロジェクトの内容 | 優遇措置 |
|---|--|
| 特に厳しい社会経済状況に置かれている地域での投資プロジェクト | <ul style="list-style-type: none"> ● 優遇税率：10%（15年間） ● 法人所得税の免除：4年間、50%の減税：9年間 |
| 研究開発、技術開発、ハイテク法に基づくハイテク、特に重要なインフラ、ソフトウェア開発、複合材料、軽量建築材・希少な原料・再生可能エネルギー・クリーンエネルギー・廃棄物破壊から生じるエネルギーの生産及びバイオ技術・環境保護技術の開発に関する事業 | |
| ハイテク法に従ったハイテク技術を用いた農業 | |
| ライセンス発行後 3 年以内に投資資本 6 兆ドン払込が完了し、売上発生後 4 年以内に年間売上高 10 兆ドン以上に達する事業や製造業プロジェクト | |
| ライセンス発行後 3 年以内に投資資本 6 兆ドン払込が完了し、売上発生後 4 年以内に年平均 3,000 人以上の雇用を生む製造業プロジェクト | |
| 投資資本が最低 12 兆ドンで、最新テクノロジーを使用し、投資許可を得た日から 5 年間以内に当該投資資本を拠出する、大規模製造業プロジェクト | |
| 裾野産業製品に該当する製造業の投資プロジェクト | |
| 教育関連、職業訓練、医療、文化、スポーツ、環境分野、司法鑑定法の社会的事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 優遇税率：10%（全期間） ● 法人所得税の免除：4年間、50%の減税：9年間 |
| 公共住宅を販売、賃貸する事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 優遇税率：10%（全期間） |
| 報道法に従った新聞販売業、出版法に従った出版事業 | |
| 植林保護事業、社会的・経済的に困難な地域以外で林業、農業を行う企業 | |
| 社会的・経済的に困難な地域あるいは社会的・経済的に特別に困難な地域以外の地域における農業、林業、漁業、製塩業の共同組合 | |
| 社会的・経済的に困難な地域あるいは社会的・経済的に特別に困難な地域以外の地域において、農業または水産業の分野における栽培・畜産・加工を実施する事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 優遇税率：15%（全期間） |
| 困難な社会経済状況に置かれている地域でのプロジェクト | <ul style="list-style-type: none"> ● 優遇税率：17%（10年間） ● 2年間の法人所得税の免除及び4年間の50%の減免 |
| 高品質鉄鋼、省エネルギー製品、農業用機械及び備品、林業、漁業、製塩業、灌漑と排水設備の建設、畜産業、水産物養殖業及び伝統産業の発展に資するプロジェクト | |
| 人民信用基金、共同組合銀行、マイクロファイナンス機関 | <ul style="list-style-type: none"> ● 優遇税率：17%（全期間） |

(出所) KPMG ベトナム投資ガイド 2022 より作成

3. 輸入関税に関する投資優遇措置

下記の条件により、一部の固定資産及び物品に対する輸入関税の免除が認められている。

- 輸出加工企業（EPE）において、製品生産のために輸入する設備や材料は免除となる
- EPEに限らず、輸出生産のために輸入する部品、原材料は免税となる
- 「特別奨励投資業種」または「社会的・経済的に特別困難な地域」に該当する投資案件で、ベトナム国内で生産できない部品・原材料を輸入する際は、生産開始時より5年間輸入関税が免除となる
- 優遇対象となる投資案件のために輸入する固定資産設備、生産専用交通設備、ベトナム国内で生産できない建設資材は免税となる
- ソフトウェア開発、IT製品生産のために輸入する、ベトナムで生産できない部品、原材料は免税となる

4. その他の投資インセンティブ

投資法上、投資優遇措置以外に、以下の①から⑦の種類の投資支援が定められている。

- ① 技術的インフラ施設、社会的インフラ施設システムの開発支援
- ② 人材の育成・開発支援
- ③ 金融支援
- ④ 生産、経営用地へのアクセス支援、生産施設の都市部、市内からの移転支援
- ⑤ 科学技術、技術移転支援
- ⑥ 市場開発、情報提供支援
- ⑦ 研究、開発支援

また、上述の支援の他、国会は、特に重要な分野や経済特区での投資に対し、上記以外の投資支援及び優遇措置を行う旨の決定をすることができる。加えて、2018年7月1日から施行された公的債務管理法の下で、首相または国会により承認されたプロジェクトについては、政府保証を受けられるようになった。同法によれば、政府保証を得るための要件は、以下の通りである。

- (a) 法律上の地位を有し、ベトナムにおいて適法に設立され、かつ、少なくとも3年間運営されていること。
- (b) 監督官庁により承認された国家政策の採用により生じた損失を除き、監査報告書に従って過去3年間連続して損失がないこと。
- (c) 政府保証の申請時に延滞債務がないこと。

- (d) 負債と株主資本の比率が、査定年度の最終年次財務諸表で3倍を超えないこと。
- (e) 保証額が、政府が承認した年間保証限度額内であること。
- (f) 投資法その他の関係法令に基づく投資手続を完了していること。
- (g) 財務省が評価し、内閣総理大臣の承認を受けた財政計画を有すること。
- (h) プロジェクトの投資総額に対するオーナーの投資比率が、少なくとも20%であること。
所有者の持分は、履行時期に支払われることになっていること。
- (i) 国内資本市場における国債保証付社債の発行については、上記の条件に加え、有価証券関連法及び関連する法律の規定に定める債券書類を保有すること。